

# 電子国土の一般公開に向けた調査・検討 －電子国土運営の補助業務－

実施期間	平成 16 年度
企画部電子国土調整官	原口 和政
企画部地理情報システム推進室	小荒井 衛 蓮沼 和子
	増山 収 吉川 忠男
地理情報部情報普及課	久保 紀重 阿部 雅俊

## 1. はじめに

国土地理院は、平成 15 年 7 月に、いつでも、どこでも、だれでも利用できる電子国土を実現するための第一歩として、公共目的の利用に限定して電子国土 Web システムの技術情報を公開した。

本調査・検討は、電子国土の一般公開に向けて、他の地理情報発信 Web サイトの実態調査及び電子国土運営協議会による電子国土の公開に関する検討を行ったものである。また、電子国土運営協議会からは、公開に関する提言として、「電子国土で一般公開すべき情報と公開方法について」が報告された。本調査、検討の概要は以下のとおりである。

なお、電子国土 Web システムの技術情報は、平成 17 年 3 月 29 日から広く一般に公開され、本調査検討で得られた提言等は、公開にあたっての重要な資料となった。

## 2. 調査・検討内容

調査・検討の内容は以下のとおりである。

### (1) 実態調査

国、独立行政法人、地方自治体、NPO 法人及び民間等において、地図を背景として地理情報を発信している 102 件の Web サイトの実態について、「タウンマップ」、「福祉マップ」、「バリアフリーマップ」、「防災マップ」、「観光マップ」等の用語を検索キーとしてインターネットで検索した。このうち、特徴的で多彩なコンテンツを有する Web サイトについては、発信機関、構築の目的、コンテンツの特徴、背景地図の種類、操作の利便性、利用条件等について整理した。

### (2) 電子国土運営協議会での検討

学識経験者、自治体及び企業等から選ばれた 13 名の委員により、電子国土運営協議会を 2 回開催し、電子国土を一般公開するための方策を検討し、提言としてまとめた。

## 3. 得られた結果

### (1) 実態調査

主な調査結果は、以下のとおりである。

#### ① 発信機関

地理情報の発信機関については、都道府県・市町村等の公共機関及び一般企業からの地図情報発信が多く、学校等教育機関や NPO、個人・グループ等からの情報発信は少ない。

## ② 構築の目的

構築の目的は、行政情報案内、安全・防災・防犯、生活・衣食住、観光・娯楽、営業案内、自然・文化・環境、地図検索・リンクサービスなどに関するものが多く、子育て・教育・学習、福祉・健康・医療、産業・交通・街づくり、郷土の情報・イベント案内、サークル・趣味・スポーツ、ナビゲーションなどに関するものは比較的少ない。

## ③ 背景地図の種類

背景地図は、国土地理院の数値地図を利用したものが多く、中でも「数値地図 25000（地図画像）」などのラスターデータや「数値地図 2500（空間データ基盤）」、「数値地図 25000（空間データ基盤）」などが多く利用されている。また、国土地理院の数値地図と自治体が作成した 2500 レベルの DM データや管内図を併用しているものも多い。一部では、航空写真や衛星写真を背景情報として表示できるものもある。一方、民間では一般市街地地図をベースにしているものや、数は少ないが手書き地図を使用したものもみられる。

## ④ 利用条件

利用者登録が必要なサイトもあるが、ほとんどが条件なしで利用が可能である。また、プラグインは、大きく 2 種類あり、Java 2 などの Java-Plugin 方式、G-Vista などの ActiveX コントロール方式であった。なお、プラグインを必要とするサイトは、全体の約 10%であった。

## (2) 電子国土運営協議会での検討

電子国土運営協議会での各委員からの主な意見は、以下のとおりである。

- ・ 電子国土 Web システムは、個人も含めて、あまり制限をしないで、自由に使ってもらうのが良い。
- ・ 電子国土公開から約 1 年 7 ヶ月で約 50 団体の参加団体しかないことから判断すると、平成 20 年までに 2,000 団体という政策目標は、とても果たすことができない。
- ・ 利用を制限することは、電子国土 Web システムを「電子国土を世の中の誰にでも使ってもらう」という趣旨に反する。
- ・ 電子国土の技術情報は、既に、国土地理院の技術資料として登録済で、誰でも閲覧・複製できる情報である。

以上の 4 点から、ポータルに掲載した利用条件に同意することによって、だれでも技術情報を取得できるようにすべきであるとの結論に至った。

## 4. まとめ

実態調査では、電子国土の運営に参考となる他団体等の地理情報と発信サイトの特徴を得ることができた。また、2 回開催された電子国土運営協議会では、電子国土を公開する際には、利用規約に同意することで一般に自由に利用させるべきであるとの提言「電子国土で一般公開すべき情報と公開方法について」が得られた。

国土地理院では、本調査検討の結果を踏まえ、平成 17 年 3 月 29 日から電子国土をだれでも利用できるようにするため電子国土 Web システムの技術情報をインターネット上で公開した。今後、平成 20 年までに電子国土利用サイト 2,000 団体の政策目標を達成するためには、普及活動やニーズに即したシステムの改良が重要であるとともに、引き続き電子国土運営協議会を開催し、国民のニーズを踏まえた検討を行っていく必要がある。